

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	総合福祉システムに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、総合福祉システムに関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

総合福祉システムに関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。委託業務契約において、情報の適切な管理を図るための措置を講じている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	総合福祉システムに関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)、その他関係法令及び条例等に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律] ・自立支援給付の支給に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務 ・地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>[身体障害者福祉法] ・身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務</p> <p>[精神保健及び精神障害者福祉に関する法律] ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ・氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p>
③システムの名称	宛名システム、障害者福祉(ReamsⅢ)システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)総合福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表21、51、117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、15、37、75、144、145、146の項、第16条、第17条、第39条、第77条、146条、147条、148条 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11、14、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項、第13条、第16条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第146条、第157条、第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市水上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市水上町常楽211番地 丹波市 福祉部 障がい福祉課
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管すること、電子ファイルについては、許可なく利用端末から持ち出さないことを徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	利用端末へのアクセスをICカードとパスワードによる二要素認証によって限定し、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署	丹波市 福祉部 生活支援課	丹波市 福祉部 障がい福祉課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署	生活支援課 課長 河津干鶴	障がい福祉課 課長 谷水 仁	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
平成29年6月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811番地	〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811番地	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
平成29年6月1日	II-1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
令和1年6月1日	II-1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年7月16日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署	丹波市 健康福祉部 障がい福祉課	丹波市 福祉部 障がい福祉課	事前	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない
令和7年4月1日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	-	十分である (判断の根拠) 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管すること、電子ファイルについては、許可なく利用端末から持ち出さないことを徹底している。		新様式における評価の再実施
令和7年4月1日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策		新様式における評価の再実施
令和7年4月1日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策【再掲】	-	十分である (判断の根拠) 利用端末へのアクセスをICカードとパスワードによる二要素認証によって限定し、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。		新様式における評価の再実施
令和7年4月1日	I-3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一 11項、14項、84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条、第14条、第60条	番号法第9条第1項 別表21、51、117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	根拠法について記載の整理
令和7年4月1日	I-4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。 (情報照会の根拠) 第55条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、15、37、75、144、145、146の項、第16条、第17条、第39条、第77条、146条、147条、148条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11、14、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項、第13条、第16条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第146条、第157条、第163条	事後	根拠法について記載の整理